

令和3年第11回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和3年7月28日

開会時刻13時30分

閉会時刻14時42分

○場 所 中主防災コミセン 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 立入 利晴 委 員 瀬古 良勝

委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○説明員

教育部長 吉川 武克

教育部次長 北脇 康久

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当） 駒井 文昭

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼歴史民俗博物館長）

こども課長 西村 一嘉

ふれあい教育相談センター所長 橋本 すみ江

学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課主席参事 吉川 一仁

スポーツ施設管理室長 小山 茂

野洲市文化ホール館長 中川 靖

野洲図書館長 宇都宮 香子

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

【西村教育長】 それでは、時間になりましたので、これより令和 3 年第 11 回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しております。

次に、日程第 1、会議の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

続いて、日程第 2、令和 3 年第 10 回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和 3 年第 10 回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど南出委員と山崎委員にご署名をお願いします。

次に、日程第 3、令和 3 年第 11 回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、立入委員と山崎委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第 4、教育長事務報告に移ります。私から報告をいたします。

先月 6 月 16 日から 7 月 27 日までの事務報告について、別紙をご覧ください。

6 月 18 日ですが、市人教の夏季研究大会がありました。その実行委員会がありましたので、終わったのが夜の 8 時半過ぎでした。それで、そのついでにとということで、超勤で 1 回学校を見て回ろうかということで、半年ぐらい前も 1 回回ったのですが、そこに書いてある学校を回りました。北中が会議の会場校ということもあって、15 人ぐらい先生が残っておられました。会議の関係者以外の先生です。

それから、祇王小学校に行ったのですが、もう電気が消えていました。その次に、野洲中へ行きました。野洲中も電気が消えて真っ暗でした。その後、野洲小学校へ行きましたら電気がついていたので、ちょっと聞いたら、1 人だけ「今もう帰るところです。」ということで、ご説明いただきました。その後、北野小学校へ行きましたら、ここはまだ電気がついていたので、職員室に入っていくと、3 人の先生が仕事をされていました。それから、そのあと中主小学校も見に行きましたら、3 人が仕事をされていました。それから、最後、中主中学校へ行きましたら、ちょうど 1 人の先生が会議が終わって帰ってきて、ちょっと忘れ物を取りに帰ってきたと言って、学校におられたということでした。あと、篠原と三上については、大体 6 時半から 7 時ぐらいに学校を閉めているということですので、今お話したような学校が遅いかなと思っています。管理職を通じて、早く帰ってもらうようにはお伝えをしているのですけれども、やはり仕事で残られる方があるようです。

それから、6 月 22 日に自転車交通安全教室というのを、これは毎年、給与所得者の会の協力を得てやっています。守山警察署の方と、それから自転車販売店の協力も得ながら、実際に自転車を学校へ何台か持っていきまして、5、6 年生が、1 時間目から 6 時間目までかかって、1 クラスずつ順番に、グラウンドに道を書いて、横断歩道とか踏切とか、ある

いは信号機も設置しまして、そこを自転車で 1 人ずつ順番に乗っていくという自転車交通安全の教室を毎年実施しています。今年は北野小学校でしたので、それを見に行きました。私が見に行ったときは 2 時間目で、5 年生の 1 クラスがちょうどやっていました。

それから、6 月 26 日、総合体育館でニュースポーツバイキングというのを行いまして、これはニュースポーツ、新しいスポーツでして、障害者の方がやられるポッチャという、ボールをポンと投げるやつがあるのですけれども、それとか、カローリングと言いまして、カーリングは氷の上を滑らせるやつですけれども、体育館の上をコロが付いていて、それでくるくる滑るものがあります。それから、囲碁ボール。ゲートボールのようなもので、ゲートボールよりちょっと大きめのボールを打って、碁盤の目に穴が空いているところへ並べます。3 つ並んだら、それで得点の縦横斜め、どこかが並んだらいいというような、そういうものです。確か 5 種目あったと思いますが、結構人気で、100 人に制限をして行われていたところでした。

それから、6 月 24 と 29、それから 7 月 2 日、教育委員の皆さんとともに学校訪問をずっと行いました。

裏側へ行きました、7 月 7 日を見てください。ここに 3 中学校制服改訂中間報告というのがあります。3 中学校の校長先生が、教育委員会を訪れて、3 中学校合同で制服改訂を検討されています。ほぼ固まってきたので、最終に近い中間報告をしていただきました。今、ほとんどの中学校が詰め襟の学生服、セーラー服となっているんですが、それを 3 中学校で基本は同じ服にして、学校間の移動があってもワッペンとバッジを変えれば、どこの学校でも使えるというふうにしようということで検討されています。最終は 9 月に保護者と協議の上、決定するということです。基本は、ブレザーにスラックスが基本で、スカートを履きたい子は履いてもいいというもので、スカートは選択肢の 1 つになっていることを伺っています。3 中学校を一緒にされたのは LGBT の関係もありますし、なかなか気候に合わせにくい、下にいろいろ着こんだりというのも難しいということもあって、3 中学校一緒にしたほうが、業者対応で値段が下げられるというののがかなり大きいと。そういう形でされるということです。

県内でもいくつかの中学校で制服改訂はされていますが、市内一緒にというのは今まではありません。そういう意味では画期的な取り組みをされているのだなと思っています。また決まりましたら、記者発表等をしてくださいとお伝えしています。

あと 7 月 27 日、県要望ということで県の教育長に市教委から寄せていただき、40 分あまり懇談をしました。詳しくは後ほど井上次長から説明があると思います。以上です。何かご質問等はございますか。よろしいですか。

では、ないようですので、次に移ります。日程第 5、付議事項 (1) 議案に移ります。議案第 46 号野洲市立幼稚園規則等の一部を改訂する規則について、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村でございます。よろしく申し上げます。では、議案第 46 号野洲市立幼稚園規則等の一部改正する規則について説明いたします。資料としましては、議案書の 1 ページからと、議案書関係資料の 1 ページからでございます。

まず議案書のほうから説明をいたします。今回、野洲市立幼稚園規則等の一部を改正する規則について、提案の提出をいたします。

提出理由としましては、行政手続き等における押印等の見直しにより、「署名または記

名押印」を追加するためでございます。

具体的な内容としましては、次のページ、2 ページを見ていただきまして、今回、一部改正の規則ということでございますけれども、2 つの規則の一部を改正をしていくということでございます。

2 ページの上から 2 行目ですけれども、野洲市立幼稚園規則の一部改正というのと、同じく 2 ページの中段から少し下の方に括弧書きで、野洲市立幼稚園預かり保育規則の一部改正ということで、「署名または記名押印」というのを氏名欄の下に追加するものです。

ただ、注意書きで今までから「指名を記載し押印することによって署名することができる」と書いていましたので、趣旨的にはほぼ同じ内容でございまして、様式の表記を改正するというところでございます。今の据え置き欄は逆に削除するというところでございます。

それと、議案関係資料の 2 ページですが、様式 1 号の欄ですけれども、これも同じことですが、下の注意書き、「氏名を記載し押印することによって署名することができる」というのを削除し、これは旧の様式が書いていますが、上の代表保護者の氏名の下の丸印と書いているところに、署名または記名押印を書くということで、この様式 1 号、以下様式 3 号、4 号につきましても同じような表記をしていくということです。

続いて 5 ページですけれども、野洲市立幼稚園の預かり保育規則についても同じこととございまして、6 ページの注意書きの 2 番「氏名を記載し押印することによって署名することができる」という表記を、6 ページの様式 1 号、3 号、7 ページの上の丸印のところに、「署名または記名押印」というのを入れるというものです。

ただし、8 ページの様式 4 号につきましても、注意書きが今まで書いていませんでしたので、こちらについては「署名または記名押印」を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、議案第 46 号について、ご質問等ございませぬか。ないようですので、これより採決に移ります。議案第 46 号、野洲市立幼稚園規則等の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 46 号は可決されました。

次に、日程第 6、報告事項に移ります。報告事項①、令和 3 年第 3 回野洲市議会定例会議案質疑および一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 教育部長の吉川でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。資料は今の報告事項の 1 ページから 9 ページです。

それでは、令和 3 年第 2 回の野洲市議会定例会議案質疑および一般質問の内容と答弁の要旨について、ご報告いたします。

まず、議案質疑でございますが、これは共産党、工藤議員から令和 3 年度の一般会計補正予算の中で、民間保育所運営補助事業費で計上されました、手洗いの自動水栓化に係る補助金の説明がございました。これに関連しまして、令和 2 年度の繰越予算となった小中学校の自動水栓化の工事についてのご質問がありました。

繰越予算の資料では、10 月完了となっているが、早期に工事を完了すべきという趣旨の質問です。答弁としましては、手洗い蛇口の自動水栓化は、8 月末には対象となっている全ての学校で設置が完了する。早い学校では 7 月中に設置が完了し、完了したところから

順次使用していく予定であると答弁いたしました。

次に一般質問では、ヤングケアラーに関する質問がありました。この質問については、みらい野洲、山本議員、公明党、津村議員から質問があり、教育長に答弁いただきました。

まず、「ヤングケアラー問題に対する認識」と、「市内の状況把握について」です。答弁では、ヤングケアラーについて、国が行った調査では、ヤングケアラーの定義を、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子供」としています。

しかし、定義が曖昧で、掃除や買い物といったお手伝いのレベルまでケアに含めてしまえば、本質的な意味でのヤングケアラーとは少し違った意味合いで捉えられているという懸念がある。ヤングケアラー問題は、子供たちの生活実態や学校生活の様子をきちんと踏まえて判断しなければならないと答弁いただきました。

また、本市のヤングケアラーの状況把握ですが、これにつきましては、みらい野洲、鈴木議員からも質問されまして、市内では詳しい調査は実施していないものの、一定の割合でいると思われる。こういった子供たちが、充実した学校生活が送れなくなったり、学業に支障が出たりしないよう、よく福祉部局とも連携して、学校での子供たちの支援に努めていく。また、この問題は、私たち大人の問題であり、学校はもとより、大人が困っている子を見つけ出す力をつけることが大切であると答弁いただきました。

このほか、公明党、津村議員からは、「ヤングケアラー・認知症サポーターについて」3点質問がありました。まず、実態の把握についてでございます。答弁では、市内の小中学校では、3日連続で欠席した児童生徒の家には必ず担任教員が家庭訪問をし、生活状況を把握している。しかし、休まずに登校している場合は把握が難しいと考えている。また、これとは別に、ほぼ学期に1回ずつ教育相談習慣として、担任と子供が個別相談する時間を設けていて、家での困りごとを聞き出す場面を設けている。ヤングケアラーについての話も盛り込むよう各学校に指示をしている。それと、市内の3中学校のうち1中学校、2年生を対象にヤングケアラーの簡易調査を行ったところ、該当者が約2.1%。分からないと答えた生徒は1割強あって、実態としては2.1%をもう少し超えるのではないかと考えている。この問題は、民生委員や地域の皆さん、あるいは行政と学校が連携を強めていくことで、ヤングケアラーの把握ができていくと思われる。その意味で、学校だけでなく、大人の「見つけ出す力」が問われていると考えている。問題を把握した場合は、速やかに福祉部局へつないで支援を図っていくと答弁いただきました。

2点目は、相談体制の質問です。答弁では、厳しい生活背景を背負わされている子供は、さまざまなサインを出している。ところが、そういった子供は自分の生活スタイルを当たり前だと思っていて、自身がヤングケアラーであるという自覚がないと言われているので、学校の教育相談などでもなかなか見つけ出しにくい。このことから、教員がこまめに声をかけ、家庭訪問をするなどして、積極的に生活背景を探っていくことが必要である。また、スクールソーシャルワーカーも保護者と面談するなど、直接的な支援のニーズを聞き取り、福祉の施策につなげられるよう対応を行うこともしていくと答弁いただきました。

3点目は、認知症サポーター養成講座についての質問です。市では出前講座を開催しており、近年は学校の要望で小学4年生を対象に実施し、認知症に関するDVDの鑑賞、あるいは認知症関連のお話を授業で行っている。終了後は、認知症サポーターの認定書を付

与するなどしていると答弁いただきました。

次に、新誠会、山崎委員のコロナ関連の質問で、修学旅行の実施・中止の判断基準についてでございます。答弁では、そもそも修学旅行は学校の教育課程の 1 つであり、実施の判断は学校が行う。滋賀県教育委員会では、コロナ禍における修学旅行の判断基準は示されていませんので、市としては、県が公表しているコロナ感染状況のステージを判断の要素としており、「警戒ステージ」では学校判断、ステージ 4 の「特別警戒ステージ」になれば、教育委員会と学校が協議をして実施・中止の検討を行うこととしていると答弁されました。

次に、共産党、東郷正明議員から「全ての子供に学びの保障を」として、5 点の質問がありました。まとめると、その趣旨は、少人数学級に関わる国への要望を市も積極的に行うべきだというものです。この質問に対し、今年度、小学 2 年生の 35 人学級を実施し、明示的に 35 人学級を拡大している。県内 13 市からなる、滋賀県都市教育長協議会では、随分前から小中学校の少人数学級の意見要望をしており、県教育委員会に粘り強く求めている。また全国 804 市および東京特別区の教育長からなる全国都市教育長協議会でも、毎年学級定数の引き下げによる少人数学級の実現を文科省に求めていると教育長から答弁いただきました。

次に、自民創政会、北村議員の質問で、公共建築整備の企画段階での業務の確認と適正価格についてと題しまして、本市の公共施設にかかる業務体制についての質問がありました。質問の趣旨は、学校増改築をはじめ、市が実施する建築工事は各部署のそれぞれ設計業務、現場管理、設計監理を委託している。このことについて、建築物は外観や内装も含めデザインが大事で、市民に愛されるための配慮が必要だとして、市の考えを問うというものでございます。各部署に質問があったのですが、この一連の質問の中で、教育委員会へは中主小学校の建築単価などを問われました。増築した校舎の平米施行単価は約 34 万 9,000 円。さらに要求時の平米単価は約 42 万 4,000 円と答えた上で、予算要求時では想定される諸々の経費を計上しており、結果から言えば、予算計上の単価は少し割高感があると答弁しました。また、この質問の趣旨に対する総括として、赤坂政策調整部長から、公共建築物において街並みや景観に配慮した建築物については、野洲市景観条例や本市の良好な景観の形成に関する方針や基準を示した、野洲市景観計画など法令などに則った建築物であることが望ましいと答弁されました。

最後に公明党、矢野議員から、国土強靱化地域計画の策定に向けた取組についての中から、教育委員会に対して小中学校の施設の改修・整備について、現状と今後の計画について質問されました。現状としては、野洲北中学校が 5 月末に完了。中主小学校が令和 6 年 3 月末に完了する予定であること。また、今後の予定としては、児童数の増加が見込まれる北野小学校の校舎の増築および老朽化した校舎と体育館の大規模改修。また、中主中学校も同様に、校舎増築と老朽化による大規模改修を予定していると答弁いたしました。

報告は以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項②、令和 4 年度国県要望書について、事務局より説明よりお願いします。進藤次長。

【進藤教育部次長】 文化財担当の進藤です。報告事項の資料の 10 ページからござ

います。令和 4 年度の国県要望としまして、県への 2 点、文化財の保存活用の推進についてということで、昨年に引き続き、要望をさせていただいております。

1 点目は、滋賀県文化財保存事業費補助金の休止解除についてです。滋賀県では、文化財保存事業費補助金交付要綱を定めております。特に本市としては永原御殿跡の史跡の公有化を進めておりますが、国のほうで 5 分の 4、国庫補助金がございます。滋賀県でも補助金を交付要綱に基づき、補助率を毎年示しております、国庫補助金残の 3 分の 1、上限額 200 万を補助できるとされておりますが、休止をされている。このため、要綱に基づいて補助率どおり補助をしていただくように要望を挙げさせていただいております。

2 点目は、滋賀県文化財保存事業費補助金の補助対象種別の追加要望です。国の史跡や名勝につきまして、保存活用計画や整備のための基本計画を定める必要があるわけです。これらにつきましても、国庫補助は制限化されております。これに伴う県の補助金が、現状でまだ要綱として定められていません。滋賀県では、平成 31 年に滋賀県文化財保存活用大綱を定めておまして、この大綱の中でも、市町を支援していく、公開活用や史跡整備の充実を図るということを明記しておりますので、そういった計画に対しても、国と同様に県も補助をお願いしたいということを要望しております。

以上でございます。

【西村教育長】 では、続いて井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 昨日、教育長、吉川教育部長、北脇次長と私で、県の教育長要望に行ってまいりました。

要望事項は大きく 3 点でございます。資料の 12 ページでございます。1 点目は、人事異動希望調査の柔軟な適用ということと、それから、英語専科教員、それから通級指導教室の担当教員の増員。それから、3 点目が管理職の人材育成、この 3 点でございます。

1 点目の、この人事異動希望調査の柔軟な適用というのは、背景といたしまして、本市の教職員の異動希望地が、大津、草津、守山、この 3 市に集中をしておまして、なかなか人事異動の推進ができないという現状に対して、要望をしてまいりました。提案といたしまして、この異動希望地だけではなく、自分の居住地の近く、あるいは通勤時間が緩和されて、勤務条件が非常に緩和されるという場合であれば、異動をどんどん促進してほしいということでありまして、人事異動は、最大の研修であるという認識を持って、市の教育の活性化を図っていきたいという要望をしてまいりました。これが 1 点目でございます。

2 点目の、英語専科教員と通級指導教室の担当教員の問題でございます。今、現在、市内には 3 名の英語専科教員、小学校の英語の授業を担当している専科教員がおります。これを、中学校の英語、あるいは高校の英語の免許を持っている者を充てているわけですが、そもそもそんなに数はおりません。それから、いったん担当してしまいますと、昨年もあったんですが、このまま学級担任のやり方を忘れてしまいそうなので、来年はぜひ学級担任に戻ってくれという希望を持つ英語専科教員もおります。そうなってまいりますと、交代をしてもらいたいわけですが、これがなかなか交代の要員がないという現状でございます。

それからもう 1 点、通級指導教室の担当も、これはなかなか専門的な技能が求められるためになり手が少ない、できる者が少ないという現状があります。これはいったん担当しますと、何年も通級指導教室を担当してもらおうということになります。そこで提案をしてきたのが、もうちょっと条件を緩和して、英語のほうは英語の免許、英語を教えられる免

許を持つだけではなくて、もうちょっと条件を緩和してほしいということでもありますとか、小中学校の中で、もっと人事交流として中学校の英語の教員が、小学校の英語専科の教員になって、小学校の実態を知ってもらって、また交代して、中学校で今度は小学校から上がってきた者も行ってもらう。こういうシステムでいいんじゃないかというような提案をしてみいました。

3点目の管理職の人材育成でございます。13ページにもお示ししているように、校長、教頭の選考受験者の数が年々減少しております。その理由といたしましては、非常に多岐にわたる管理職の職務内容というものがございまして、保護者対応、それから所属職員の服務管理、不祥事防止、地域との連携、生徒指導、それから教育課程の管理、学力向上、感染症対策。本当に多岐にわたっている。こういう中で、なかなか手がないのではないかと分析をいたしました。その方向で、なかなか人材を見つけていくことが難しいというところもありますので、そこについてぜひ共有をしてほしいというような提案をしてみいました。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 ありがとうございます。要望趣旨なり、理由について、それぞれ説明があったのですが、市が要望したことに対して、県からの回答はどうだったのですか。40分ぐらい話をしたということですが、それを踏まえて、県はどのように認識しているのか教えていただきたいと思っております。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 まず1点目の、人事異動希望の件につきましては、これはなかなか希望地以外の場所に異動させるのが難しいというのが1点目の回答でございました。

2点目の英語専科教員については、今、条件の緩和を国の文科省のほうに求めているということ。それから、通級指導教室のほうについては、教育長のほうから、非常に現在特別な教育的支援を必要としている、発達障害の子も非常に増えているという部分については、県も十分認識をしていると。その人材育成についても考えていくということでございました。

それから、管理職の人材育成については、ぜひ今の校長、教頭が今後教員に自ら発掘してほしいということでもありますとか、あと、校長、教頭が自ら、自分たちがやりがいを持って学校運営、あるいは学校経営をしているという姿を積極的にアピールをして、なんとか今後管理職の人材育成に努めてほしいというような回答でございました。以上です。

【西村教育長】 進藤次長。

【進藤教育部次長】 文化財の補助金に関しましては、補助金の交付要綱に知事が予算の範囲内において補助金を交付するという形で、その予算、財源がないという説明です。

こういった問題につきましては、本市に限らず、史跡や名勝を保有する守山市、甲賀市や大津市も同様の問題を抱え、要望している現状でございます。

【吉川教育部長】 ちょっと補足します。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 ちょっと補足するのですが、実は文化財に関しましては、本日市長が県庁のほうへ、知事にこの内容を要望しに行ってますということでございますが、あら



かじめ文化財担当レベルでの協議のほうが、今、次長から申されたことでございます。以上です。

【進藤教育部次長】 私から申しましたのは、昨年の回答でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 文化財、これはなかなかハードルが高いと思うのです。今の話だと、県と認識についてはかなりのずれがあると思います。休止解除を要望しているわけですが、県では休止しているという認識はないのではないかと思います。

【西村教育長】 進藤次長。

【進藤教育部次長】 毎年この補助率というのを県が改訂されます。当然、休止するのであれば、補助率の表を削除するなり、そういったものを示すべきだと思うのですが、毎年きちっとこの補助率で補助を行えるという形の補助率の表が、示されているのですね。ですから、当然、県としては要項に基づいて補助する姿勢ではあると思いますので、それに基づいて補助金を出していただきたいと要望させていただいている次第です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 要するに、補助要項があって、あくまでも予算の範囲内であると跳ね返されているわけですね。だから、お互い平行線のように感じますけれども。

【西村教育長】 今に関連してありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項③、野洲市立幼稚園における、所属地域外就園に関する要項の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。報告事項③、野洲市立幼稚園における所属地域外就園に関する要項の一部改正について、とういことで説明をいたします。資料としましては、報告事項のページが14ページから17ページまでです。

提出の理由としましては、先ほど、規則で説明しましたのと同様なのですが、行政手続き等における押印等の見直しにより、「署名または記名押印」の追加をさせていただくものでございます。具体的に申しますと、16ページと17ページを見ていただきまして、ちょっとこの資料に書いていなくて申し訳ないのですが、左の16ページが旧の様式で17ページが新様式です。保護者の氏名欄ですけれども、ここの印鑑の下のところに「署名または記名押印」を入れさせていただくものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 署名または記名押印以前の話で基本的なことをお聞きしたいと思います。所属地域外就園ということについて、まず1つ目に、この所属地域外の定義は何なのか、2つ目に、何人ぐらいこれに該当するのか、希望者がいる、あるいは実績として何人ぐらいおられるのか。

それから、様式の中に、就園を希望する理由というのがあります。どういう理由で希望される方が多いのか、例を挙げていただけないかなと思います。

以上3つ、よろしくをお願いします。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。3点いただいたのですけれども、関連しますのでまとめてですけれども、この規則を使うのは、基本的に、理由としましては、例え

ば家を野洲市内に建てられたということで、しばらく野洲市内に住所はないけれども、将来的に入りたい、先に入りたいということと、あと逆で、転出をされたけれども、もうあと何カ月なので、例えば4月になるまでは同じ園に就園したいという場合がありますので、そういったときに、当該要綱を適用するものです。

それで、対象としましては、基本的には幼稚園ですので、学区制になっていますので、学区の中で範囲を超える場合ということと、あと市外の場合も同じように転居とか、転出をされましたら、それに対応するというふうな形になります。実績は、ちょっと数字は持っていないけれども、2、3件だったと思っています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 南出です。私も、その件が気になってはいたのですけれども。今のご説明だと、何カ月間のあいだという感じに見受けられたのですが、例えば、職場に近いから、この幼稚園を希望しますみたいな形のご家庭というのは少ないのでしょうか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 職場に近いからということで、今、個々の認定はしていないと思っています。ただ、いろいろな事情、家庭の事情を聞かせていただいて判断するという形になります。

【西村教育長】 よろしいですか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 以前に篠原こども園に訪問させていただいたときに、うろ覚えですが、近くには村田製作所があります。住んでいるのは中主学区なのですが、村田製作所に勤務しているので、ちょうど通勤途中で篠原こども園が便利だと。篠原こども園も受け入れの余裕があるので、そういう方がおられますというようなことを聞いた気がするのですが。今の課長さんの話ですと、そういう事例は受け付けていないということだったのですが、もう一度確認をしておきます。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 私の知っている範囲で答えさせていただいたのですけれども、過去にひょっとしたらあったのかも分かりません。そのところはまた確認させていただきたいと思います。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

では、ないようですので、次に移ります。報告事項④、はつらつ野洲っ子中学生広場「私の思い2021」の結果について、事務局よりご説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。報告事項④、ページ18ページでございます。はつらつ野洲っ子中学生広場「私の思い2021」の結果につきまして、報告をさせていただきます。

7月3日土曜日、午前10時から、さざなみホールにおきまして開催をいたしました。昨年度は新型コロナウイルス感染症防止のために中止をしましたが、今年度は参加者を限定いたしまして、感染対策を十分講じた上で実施することができました。この取り組みにつきましては、中学生一人一人が学校や家庭、および社会に対して、どのような思いや願いを持って夢や希望を描いているかということや、思春期の自分自身をどのように捉

えているかなど、自らの思いを発表する機会を設けているものでございます。

その中学生の考えや思いを、学校関係者、家庭、地域の人々が十分に受け止めることによりまして、中学生に対する共通理解を深め、地域が青少年の健全育成について機運を高めることを目的にしているものでございます。市内 3 中学校から、それぞれ選出された 3 名ずつ、合計 9 名が、1 人ずつ作文発表をいたしまして、その中から優秀賞を選び、県大会への出場、1 名を決定いたしました。この内容につきましては、野洲市青少年育成市民会議の広報誌に掲載をいたしまして、全戸配布をさせていただき予定をしております。なお、県大会につきましては、8 月 21 日土曜日、豊郷町で開催される予定でございます。以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑤、第 18 回野洲市美術展覧会の開催要項について、事務局よりご説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。報告事項⑤、ページ 19 ページから 20 ページでございます。9 月 11 日土曜日から 19 日の日曜日に第 18 回野洲市美術展覧会を実施いたします。美術展覧会は、住民に広く、日頃の創作活動の発表と鑑賞の機会を提供いたしまして、芸術文化への関心を高め、明るく楽しい文化生活を実現することを目的とするものでございます。場所は例年どおり、野洲文化小劇場を会場といたします。応募作品は、絵画、彫刻、工芸、書、写真の 5 部門を実施をする予定をしております。なお、今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために多くの市民が一堂に会する表彰式と作品講評会を中止いたしまして、実施をする予定をしております。以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑥、令和 3 年度第 1 回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮野洲図書館長】 令和 3 年度の第 1 回図書館協議会について、概要を報告いたします。資料 21 ページです。6 月 12 日に第 1 回目の図書館協議会を開催いたしました。この日は、互選により会長、副会長を選出したあと、主に 4 つの議題について協議いたしました。まず、令和 2 年度の事業報告をいたしました。教育委員会でも報告いたしました、昨年度の事業実績報告、同じものを説明をしました。そして、委員からいろいろな意見を頂きまして、資料に幾つか載せております。

まず、資料の一番最初のところですが、「貸出しが減っているということですが、ステイホームで家にいて本を読む時間があるのに本を読みたい人に届いていないのではないか。「コロナなので前年比貸出冊数が 87%しかなかった、それで仕方がないというのは寂しいということで、コロナ後の図書館をどうしていくのか、今後考えてほしい」というご意見をいただきました。

それから一番下のところで、特集展示をしておりますが、例えば、その中の「初めての海外文学」という展示をしたのですが、これはツイッターでかなり話題になってツイートされていたと委員の方からご意見をいただきました。図書館がアカウントを持っていなくても、広がる。さらに工夫して行ってほしいということでした。

次に 22 ページですが、2 番目の議題で、令和 2 年度の来館者アンケートについてご報告しました。委員の主な意見として守山市でやっている読書通帳についてや新刊書の見せ方について、いろいろなご意見をいただきました。

3 番目に、令和 2 年度の図書館の評価について、内部評価をご報告しました。これは 1 と 2 の実績報告と来館者アンケートを基に、図書館の事務局で内部評価をしたものを説明したものです。これに基づいて質疑応答を行い、図書館協議会の外部評価については次回協議会で協議をする運びとなっております。

最後に、令和 3 年度の図書館事業方針についてご説明しました。委員からはさまざまなアイデア、ご意見をいただきました。

簡単ですが、ご報告は以上になります。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑦、野洲市教育振興基本計画第 3 期案に係るパブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 教育部の北脇です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項⑦、23 ページになります。野洲市教育振興基本計画第 3 期案に係るパブリックコメントの実施について、報告をさせていただきます。

この計画案につきましては、6 月の定例会、7 月の総合教育会議で議論をいただいたところでございます。今回、この第 3 期計画案につきまして、市民の皆さんのご意見を聞くため、野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づきまして、パブリックコメントを実施するものでございます。

意見募集期間につきましては、令和 3 年 8 月 2 日の月曜日から、8 月 20 日金曜日までの 19 日間でございます。閲覧場所につきましては、教育総務課など、ご覧の各施設および市のホームページで閲覧いただけます。

ご意見の提出方法につきましては、住所、氏名、電話番号、ご意見をご記入いただき、この案件に関する問い合わせについては、教育総務課で受け付けをしております。提出いただいたご意見に対して個別の回答はいたしません、後日ホームページにて市の考え方を報告する予定をしております。このパブリックコメントにつきましては、広報やす 8 月号に掲載を予定しております。

なお、この意見に対する市の考え方については、9 月の定例会で御報告をさせていただきます予定をしております。

説明は以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、報告事項⑦について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑧、職員の任命等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 引き続きご説明をいたします。

それでは、報告事項⑧、26 ページになります。職員の任命等につきまして、ご報告をさせていただきます。まず、会計年度任用職員の新規採用者につきましては、パートタイム職員 2 名の採用を報告するものでございます。採用者の所属および期日等につきましては、

記載のとおりでございます。

また、退職者につきましては、フルタイム職員 2 名、パートタイム職員 3 名の退職を報告するもので、退職者の所属、退職日につきましては、記載のとおりでございます。

次に、職員の許可・承認等につきましては、正規職員の分限休職延長承認 1 名と、会計年度任用職員の営利企業等従事の許可 1 名の承認を報告するものでございます。許可の期間等、詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、報告事項⑧についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。8 月 5 日木曜日に、午前 9 時 30 分から、令和 3 年度第 1 回社会教育委員会議を市役所本館 3 階第 1 委員会室におきまして開催をいたしますので、連絡をさせていただきます。以上でございます。

【西村教育長】 ほか、何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に、日程協議に移ります。まず、8 月教育委員会定例会は 8 月 18 日水曜日、午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく願いいたします。

次に、9 月教育委員会定例会についてお伺いします。9 月教育委員会定例会は、9 月 22 日水曜日午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、9 月教育委員会定例会は、9 月 22 日水曜日午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。